

○農林水産省令第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）並びに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第九条第二項第三号並びに第十四条第二項第三号及び第四号の規定に基づき、並びに森林法を実施するため、森林法施行規則及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

森林法施行規則及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（森林法施行規則の一部改正）

第一条 森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前

- 欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る

(開発行為の許可の申請)  
 第四条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。  
 一～三 (略)

(開発行為の許可の申請)  
 第四条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書〔二通〕に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。  
 一～三 (略)

(適用除外)  
 第六条 (略)

(適用除外)  
 第六条 (略)

2 森林所有者は、その森林につき法第十条の四の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 森林所有者は、その森林につき法第十条の四の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書〔二通〕に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 (略)

3 (略)

(森林の土地の所有者となつた旨の届出等)  
 第七条 法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林について新たに当該森林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書を市町村の長に提出してしなければならない。

(森林の土地の所有者となつた旨の届出等)  
 第七条 法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林について新たに当該森林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書〔一通〕を市町村の長に提出してしなければならない。

2・3 (略)

2・3 (略)

(伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項)  
 第八条 法第十条の八第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

(伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項)  
 第八条 法第十条の八第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 集材の方法
- 四 伐採又は伐採後の造林を委託する場合にあつては、その委託先
- 五・六 (略)
- 七 伐採後の造林に係る鳥獣害の防止の方法
- 八 (略)

- 一・二 (略)
- 三 (新設)
- 四 (新設)
- 五 (新設)
- 五 (略)

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第九条 (略)

(削る。)

2| 前項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とは異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)

第十二条 法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告)

第十四条の二 法第十条の八第二項の規定による報告は、伐採(間伐を除く。以下この条において同じ。)の終わった日及び伐採後の造林の終わった日からそれぞれ三十日以内に当該伐採の終わった日及び当該伐採後の造林の終わった日における森林の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

(緊急伐採の届出)

第十五条 (略)

(削る。)

(公告の申請)

第二十九条の二 法第十条の十二の二第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(不確知森林共有者等又は共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のある者からの申出)

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第九条 (略)

2| 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

3| 第一項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とは異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)

第十二条 法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書に(一通)に図面を添え、市町村の長に提出してなければならない。

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告)

第十四条の二 法第十条の八第二項の規定による報告は、伐採後の造林の終わった日(当該伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、当該伐採の終わった日。以下この条において同じ。)から三十日以内に当該伐採後の造林の終わった日における森林の状況を記載した報告書(一通)を提出してなければならない。

(緊急伐採の届出)

第十五条 (略)

2| 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

(公告の申請)

第二十九条の二 法第十条の十二の二第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書(一通)を提出してしなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(不確知森林共有者等又は共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のある者からの申出)

第二十九条の三 法第十条の十二の三第四号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 三 (略)

(裁定の申請)

第二十九条の五 法第十条の十二の四の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(森林経営計画の認定の請求等)

第三十四条 (略)

(削る。)

(認定の請求の添付書類)

第三十七条 (略)

(削る。)

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第三十八条 法第十一条第五項第二号イ(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一 当該森林経営計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているもの又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているもの

第二十九条の三 法第十条の十二の三第四号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書(一通)を提出してしなければならない。

一 三 (略)

(裁定の申請)

第二十九条の五 法第十条の十二の四の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書(二通)を提出してしなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(森林経営計画の認定の請求等)

第三十四条 (略)

2 前項の書類の提出部数は、各一通(法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通)とする。

(認定の請求の添付書類)

第三十七条 (略)

2 前項の書類の提出部数は、各一通(法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通)とする。

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第三十八条 法第十一条第五項第二号イ(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一 当該森林経営計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。)のうち、主伐としてその立木を伐採し、又は伐採することとされているものにつき、当該伐採が終了した日を含む伐採年度(令第四条の二第三項

に限る。以下この号において同じ。)のうち、主伐としてその立木を伐採し、又は伐採することとされているものにつき、当該伐採が終了した日を含む伐採年度(令第四条の二第三項に規定する伐採年度をいう。以下同じ。)の翌伐採年度の初日から起算して二年以内(当該森林経営計画の対象とする森林のうちその立木を択伐(択伐率が十分の四を超えないものに限る。))により伐採し、又は伐採することとされているものにあつては、市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内)におおむね付録第一の算式により算出される植栽本数を植栽することとされていること。

二 当該森林経営計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているもの及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものを除く。以下この号において同じ。)のうち、当該森林経営計画の始期(当該始期前五年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあつては、当該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して五年を経過する日。以下この号において同じ。)における立木(人工植栽に係る森林にあつては、当該人工植栽をした樹種に係る立木。以下この号において同じ。)の本数が、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に十分の三を乗じて得た本数(その本数が、当該森林経営計画の対象とする森林の面積(ヘクタールで表した面積をいう。)の値に三千本を乗じて得た本数を超える場合には、その乗じて得た本数)を下回るものにつき、当該森林経営計画の始期から起算して二年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること。

三〇九 (略)

(森林経営計画の変更)  
第四十二条 (略)

に規定する伐採年度をいう。以下同じ。)の翌伐採年度の初日から起算して二年以内(当該森林経営計画の対象とする森林のうちその立木を択伐(択伐率が十分の四を超えないものに限る。))により伐採し、又は伐採することとされているものにあつては、市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内)におおむね付録第一の算式により算出される植栽本数を植栽することとされていること。

二 当該森林経営計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものを除く。以下この号において同じ。)のうち、当該森林経営計画の始期(当該始期前五年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあつては、当該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して五年を経過する日。以下この号において同じ。)における立木(人工植栽に係る森林にあつては、当該人工植栽をした樹種に係る立木。以下この号において同じ。)の本数が、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に十分の三を乗じて得た本数(その本数が、当該森林経営計画の対象とする森林の面積(ヘクタールで表した面積をいう。)の値に三千本を乗じて得た本数を超える場合には、その乗じて得た本数)を下回るものにつき、当該森林経営計画の始期から起算して二年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること。

三〇九 (略)

(森林経営計画の変更)  
第四十二条 (略)

2 (略)  
(削る。)

(やむを得ない理由によらない場合)

第四十三条 第三十六条第五号イ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する森林経営計画に係る法第十四条の災害その他やむを得ない理由による場合に該当しない場合(震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により次に掲げる場合に該当した場合であつて、当該震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害がなければ次に掲げる場合に該当しなかつたと認められるときを除く。)は、次に掲げる場合とする。

一、十二 (略)

十三 第三十四条の森林経営計画書に虚偽の記載をして提出した場

合 十四 (略)

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第四十四条 (略)

2 (略)

(削る。)

(包括承継の届出)

第四十五条 (略)

(削る。)

(関係市町村の長からの意見聴取等の手続)

第四十六条 法第十九条第三項の規定による関係市町村の長の意見の聴取は、同項に規定する認定をしようとする場合にあつては当該市町村に係る森林経営計画書の写し及び第三十七条各号に規定する書類の写しを送付してするものとし、法第十九条第三項の規定による

2 (略)

3 | 前二項の書類の提出部数は、各一通(法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通)とする。

(やむを得ない理由によらない場合)

第四十三条 第三十六条第五号イ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する森林経営計画に係る法第十四条の災害その他やむを得ない理由による場合に該当しない場合(震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により次に掲げる場合に該当した場合であつて、当該震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害がなければ次に掲げる場合に該当しなかつたと認められるときを除く。)は、次に掲げる場合とする。

一、十二 (略)

十三 第三十四条第一項の森林経営計画書に虚偽の記載をして提出した場

合 十四 (略)

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 | 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

(包括承継の届出)

第四十五条 (略)

2 | 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

(関係市町村の長からの意見聴取等の手続)

第四十六条 法第十九条第三項の規定による関係市町村の長の意見の聴取は、同項に規定する認定をしようとする場合にあつては当該市町村に係る森林経営計画書の写し及び第三十七条第一項各号に規定する書類の写しを送付してするものとし、法第十九条第三項の規定

通知をしようとする場合にあっては変更すべき理由を示した書面を送付してするものとする。

2 (略)

(保安林の指定等の申請)

第四十八条 法第二十七条第一項の規定による保安林の指定若しくは解除又は法第三十三条の二第二項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による指定施業要件の変更の申請は、申請書に図面を添え、農林水産大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

2 (略)

(意見書の提出)

第五十一条 法第三十二条第一項(法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による意見書を提出しようとする者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは、当該意見書のほか、当該意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者であることを証する書類を添付しなければならない。

(立木の伐採の許可の申請)

第五十九条 令第四条の二第一項及び第二項の申請書には、図面を添えなければならない。  
(削る。)

(立木の伐採の許可を要しない場合)

第六十条 (略)  
2 前項第五号から第九号までの規定による届出は、伐採をしようとする日の二週間前までに届出書を提出してしなければならない。

3 (略)

による通知をしようとする場合にあっては変更すべき理由を示した書面を送付してするものとする。

2 (略)

(保安林の指定等の申請)

第四十八条 法第二十七条第一項の規定による保安林の指定若しくは解除又は法第三十三条の二第二項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による指定施業要件の変更の申請は、申請書(二通)に図面を添え、農林水産大臣又は都道府県知事に提出してなければならない。

2 (略)

(意見書の提出)

第五十一条 法第三十二条第一項(法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による意見書の提出部数は二通とするものとし、当該意見書を提出しようとする者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは、当該意見書のほか、当該意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更<sup>に</sup>直接の利害関係を有する者であることを証する書類を添付しなければならない。

(立木の伐採の許可の申請)

第五十九条 令第四条の二第一項及び第二項の申請書の提出部数は、二通とする。  
2| 前項の申請書には、図面を添えなければならない。

(立木の伐採の許可を要しない場合)

第六十条 (略)  
2 前項第五号から第九号までの規定による届出は、伐採をしようとする日の二週間前までに届出書(一通)を提出してなければならない。

3 (略)

(立竹の伐採等の許可の申請)  
第六十一条 法第三十四条第二項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、申請書に図面を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

(立竹の伐採等の許可を要しない場合)  
第六十三条 (略)  
2 前項第三号及び第四号の規定による届出は、行為をしようとする日の二週間前までに届出書を提出してしなければならない。

3 (略)  
(許可に係る伐採の届出等)  
第六十五条 法第三十四条第八項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、伐採の終わった日から三十日以内に届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。

2 (略)  
(保安林における緊急伐採等の届出)  
第六十六条 (略)  
(削る。)

(保安林の択伐及び間伐の届出)  
第六十八条 (略)  
(削る。)

(異議の申立て)  
第七十六条 (略)  
(削る。)

(立竹の伐採等の許可の申請)  
第六十一条 法第三十四条第二項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、申請書に(二通)に図面を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

(立竹の伐採等の許可を要しない場合)  
第六十三条 (略)  
2 前項第三号及び第四号の規定による届出は、行為をしようとする日の二週間前までに届出書(一通)を提出してなければならない。

3 (略)  
(許可に係る伐採の届出等)  
第六十五条 法第三十四条第八項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、伐採の終わった日から三十日以内に届出書(一通)を都道府県知事に提出してなければならない。

2 (略)  
(保安林における緊急伐採等の届出)  
第六十六条 (略)  
2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

(保安林の択伐及び間伐の届出)  
第六十八条 (略)  
2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

(異議の申立て)  
第七十六条 (略)  
2 前項の異議申立書の提出部数は、二通とする。

(立入調査等に関する許可)

第八十三条 法第四十九条第一項又は第六項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

一 五 (略)

(使用権設定に関する認可)

第八十四条 法第五十条第一項(法第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(裁定の申請)

第八十五条 法第五十一条(法第五十五条第二項、第六十五条及び第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

(協議がととのつた場合の届出)

第八十七条 法第五十七条の規定による届出は、届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

(水流における工作物の使用等)

第八十八条 法第六十六条の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

(立入調査等に関する許可)

第八十三条 法第四十九条第一項又は第六項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(二通)を市町村長に提出しなければならない。

一 五 (略)

(使用権設定に関する認可)

第八十四条 法第五十条第一項(法第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(二通)を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(裁定の申請)

第八十五条 法第五十一条(法第五十五条第二項、第六十五条及び第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した書面(二通)を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

(協議がととのつた場合の届出)

第八十七条 法第五十七条の規定による届出は、届出書(一通)を都道府県知事に提出しなければならない。

(水流における工作物の使用等)

第八十八条 法第六十六条の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(二通)を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

(援助に係る農林水産大臣の確認)

第百条 (略)

- 2 前条第一号に掲げる要件に該当することについて前項本文の確認を受けようとする認定請求者は、その請求に係る森林経営計画の始期の二十日前(認定請求者が包括承継人である場合にあつては、その者が包括承継人となつた日から七月を経過する日)までに、申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。
  - 一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第三十四条の森林経営計画書の写し

二 (略)

3 3 6 (略)

(台帳情報の提供)

- 第百四条の三 令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。

一 3 4 (略)

2 3 4 (略)

(林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがある旨の申出)

- 第百四条の五 法第九十一条の六第一項の規定による申出は、申出書を提出してしなければならない。

2 (略)

(申請書等の様式)

- 第百六条 第四条の申請書、第六条第二項の指定申請書、第七条第一項の届出書、第九条第一項の届出書、第十二条(第十三条第二項において準用する場合を含む。)の申請書、第十四条の二の報告書、第十五条の届出書、第二十九条の二第一項の申請書、第二十九条の

(援助に係る農林水産大臣の確認)

第百条 (略)

- 2 前条第一号に掲げる要件に該当することについて前項本文の確認を受けようとする認定請求者は、その請求に係る森林経営計画の始期の二十日前(認定請求者が包括承継人である場合にあつては、その者が包括承継人となつた日から七月を経過する日)までに、申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。
  - 一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第三十四条第一項の森林経営計画書の写し

二 (略)

3 3 6 (略)

(台帳情報の提供)

- 第百四条の三 令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書(一通)を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。

一 3 4 (略)

2 3 4 (略)

(林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがある旨の申出)

- 第百四条の五 法第九十一条の六第一項の規定による申出は、申出書(一通)を提出してなければならない。

2 (略)

(申請書等の様式)

- 第百六条 第四条の申請書、第六条第二項の指定申請書、第七条第一項の届出書、第九条第一項の届出書、第十二条(第十三条第二項において準用する場合を含む。)の申請書、第十四条の二の報告書、第十五条第一項の届出書、第二十九条の二第一項の申請書、第二十

三の申出書、第二十九条の五第一項の申請書、第三十四条の認定請求書、第四十二条第一項及び第二項の変更認定請求書、第四十四条第二項の届出書、第四十五条の届出書、第四十八条第一項の申請書、第五十一条の意見書、第五十九条の申請書、第六十条第二項の届出書、第六十一条の申請書、第六十三条第二項の届出書、第六十五条第一項及び第六十六条の届出書、第六十八条の届出書、第七十六条の異議申立書、第七十九条の申請書、第九十二条第四項の認定書、第九十四条第一項の受験願書、同項第三号の書類、第九十五条第一項の合格証書、同条第二項の再交付申請書、第百四条の三第一項の申出書並びに第百四条の五第一項の申出書の様式は、別に定めて告示する。

九条の三の申出書、第二十九条の五第一項の申請書、第三十四条第一項の認定請求書、第四十二条第一項及び第二項の変更認定請求書、第四十四条第二項の届出書、第四十五条第一項の届出書、第四十八条第一項の申請書、第五十一条の意見書、第五十九条第一項の申請書、第六十条第二項の届出書、第六十一条の申請書、第六十三条第二項の届出書、第六十五条第一項及び第六十六条第一項の届出書、第六十八条第一項の届出書、第七十六条第一項の異議申立書、第七十九条の申請書、第九十二条第四項の認定書、第九十四条第一項の受験願書、同項第三号の書類、第九十五条第一項の合格証書、同条第二項の再交付申請書、第百四条の三第一項の申出書並びに第百四条の五第一項の申出書の様式は、別に定めて告示する。

(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第二条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十年農林水産省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定増殖事業計画の記載事項)            第五条 法第九条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 伐採樹種            二 伐採の期間            三 集材の方法</p> <p>(特定植栽事業計画の記載事項)            第八条 法第十四条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定苗木を植栽する土地に係る森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者            二 造林に係る鳥獣害の防止の方法            三 地ごしらえその他造林に関する事項</p> <p>2 法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 伐採樹種            二 伐採の期間            三 集材の方法</p>	<p>(特定増殖事業計画の記載事項)            第五条 法第九条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、伐採樹種及び伐採の期間とする。</p> <p>(新設)            (新設)            (新設)</p> <p>(特定植栽事業計画の記載事項)            第八条 法第十四条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定苗木を植栽する土地に係る森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者            (新設)            二 地ごしらえその他造林に関する事項</p> <p>2 法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、伐採樹種及び伐採の期間とする。</p> <p>(新設)            (新設)            (新設)</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に提出された森林法第十条の八第一項の届出書に係る同条第二項の規定による報告については、この省令による改正後の森林法施行規則第十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第三条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成八年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。



に当該標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値」とあるのは、「当該計画的伐採対象森林の林齢が標準伐期齢を超える場合には、標準伐期齢からその超える年数を控除して得た数値（当該数値が十を超えない場合には、十）」と読み替えて、同条第一号及び第九号並びに同令付録第三の規定を適用する。

標準伐期齢からその超える年数を控除して得た数値（当該数値が十を超えない場合には、十）」と読み替えて、同条第一号及び第九号並びに同令付録第三の規定を適用する。